

Nuclear Weapon & Nuclear Test MONITOR

核兵器・核実験モニター

322
09/2/15

毎月2回1日、15日発行
1996年4月23日
第三種郵便物認可

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーン1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆■梅林宏道 編集長■田巻一彦 郵便振替口座■00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

オバマ・バイデン

政策課題
アジェンダ

変わったのは器であって中味ではない —可能性と現実の間に大きな谷

大統領就任演説において理念と思想を提示した後、間髪を入れずにオバマ政権は全分野にわたる具体的な政策アジェンダを発表した。その内容は、理念と思想が直面している現実がいかに困難を抱えているかを浮かび上がらせている。以下では、本誌の関心としてきた防衛、外交分野についてその内容を論じる。新政権の可能性を生かすためには、市民の「タフで直接の」行動が必要だ。

大統領の資質と立国の条件

確かに瞠目すべき大統領が、超大国アメリカに登場した。出自において抑圧される側の心を知り、団結と対話を重視する感性を持つ大統領の登場は、大統領の個人的資質においてだけでも私たちに期待を抱かせるに十分だ。たとえば就任演説の次の一節は、ブッシュ政権の「戦争の文化」と対極をなす「平和の文化」を表現している。

「...我々の先達たちは理解していた。力だけでは我々を守ることができないし、好きなことができるわけではない。むしろ先達たちは思慮深く使うことによって力は増加すること、主張の公正さによって安全が増すこと、範を垂れることの力、人間らしさや自制することが生み出す説得力を知っていた。

我々はこの遺産の守護者である。」¹

就任演説が、理念と思想の表明に徹したことと対をなして、翌日のホワイト・ハウスのウェブサイトには24の分野にわたる具体的政策アジェンダが間髪を入れずに提示された²。24分野には、市民権、防衛、経済、エネルギーと環境、倫理、財政、外交、保健、国土安全保障、イラク、貧困、高齢者問題と社会保障、技術など国政全般が含まれている。

本誌の関心である防衛、外交に関係する分野でみれば、そこには、イラクからの16か月以内の撤退やイラクに永久基地を置かない方針、核兵器のない世界を目標とすること、新しい核弾頭を作らない方針など、ブッシュ政権とは異なる政策が明記されている。

しかし同時に、米国の軍事的優位を失わないという立場、

現代アメリカの立国の前提であるとともに現代世界における米国の役割の限界ともなっている立場には、ほとんど変化がないということも、オバマ・バイデン・アジェンダは明らかにしている。地球市民全体がいま必要としている新しい共生の価値観へと、人類全体を牽引する変化を作り出すことを、米国のリーダーシップに期待することはまだ困難であるということであろう。とはいえ、オバマ大統領にはそこに向かうための基礎を敷くという貴重な可能性をはらんでいる。

以下に、防衛、外交政策について具体的にみる。2～3ページに、オバマ・バイデン・アジェンダの関係部分を抄訳した。

防衛：多くは08年ゲイツ戦略の継続

ゲイツ国防長官によってブッシュ政権の防衛戦略が修正

今号の内容

オバマ政権の可能性と困難

【資料】オバマ・バイデン政策課題(抄訳)

ソマリア沖「自衛隊派遣」を検証する(1)

イスラエルの人道法違反を世界法廷に

リチャード・フォーク

【連載】被爆地の一角から(35)

右翼系学者の系譜 土山秀夫

3月1日号は総会のため休みます。次号は3月15日合併号です。

◆防衛 (略)

オバマ大統領とバイデン副大統領は、将来的な脅威を打破する能力を強化するとともに、通常戦力における我々の優位性を維持するべく21世紀型軍隊に投資する。二人は、配備される時に必要な訓練、装備、支援が我々の軍隊に提供されるよう確実に実行する。

21世紀型軍隊に投資する

・21世紀型任務のために軍を再構築する：

オバマとバイデンは、特殊作戦部隊、市民対策、情報作戦、他の慢性的な供給不足が続いている部隊や能力の増強を図るとともに、外国語訓練、異文化理解、人的諜報活動、その他の必要とされる反乱鎮圧・治安対策技術などに投資する。また、地域の同盟国が共通の脅威に立ち向かうことができるように、外国の治安維持部隊を訓練し、装備し、助言するより強固な能力を生み出す。

・地上での兵力需要に応える増強を行う：オバマとバイデンは、陸軍を65,000人、海兵隊を27,000人増員する計画を支持する。定員枠を増やすことは、部隊が配備と配備の間に適切に再訓練、再装備されることに寄与し、軍人家族にかかる負担を軽減する。

(中略)

21世紀型防衛力を作る (略)

・兵器計画を見直す：我々は、米軍が通常戦争と治安維持・反乱鎮圧作戦の両方で確実に成功するように能力のバランスを取り直さなければならない。オバマとバイデンは、現在のニーズ、戦場での不備、さらに9・11後の世界で今後起こりうる脅威シナリオに照らしつつ、主要な防衛計画を一つずつ見直すことを誓約する。

・世界的な空域へのリーチ能力を保持する：我々は、通常戦力におけるいかなる競争相手をも抑止、また打破し、地球上のあらゆる場所における危機に即応し、地上部隊への援護を行う、無敵の航空戦力を保持しなければならない。無人航空機 (UAV) や電子戦能力といった革命的なものから、地球規模の戦力拡大能力の基礎となるC-17輸送機やKC-X空中給油機といった必要不可欠なシステムに至るまでの最新技術に、我々はより多くの投資を行う必要がある。

・海洋での兵力投射力を維持する：我々は21世紀に適応させながら、老朽艦を置き換え既存艦を近代化して海軍力に再投資しなければならない。オバマとバイデンは、陸上作戦を支援するため海上事前集積船団を増強し、沿岸海域での機動性を増し、地球上の様々な危機に海兵隊を急派する能力を付与するため小型の高性能艦船に投資する。

・国土ミサイル防衛：オバマ・バイデン政権はミサイル防衛を支持する。しかし、そ

の開発が実用的で対費用効果が高い方法で開発されること、最も重要な点として、その技術が米国民を防衛できると我々が確信できるまでは国家安全保障上の優先度の高い他の事業からリソースを振り向けないやり方で開発されること、を保証する。

・宇宙における自由を確保する：(略)

同盟関係を再建する

・同盟国を安全保障上の共通の脅威に立ち向かうよう関与させる：NATOのような米国の伝統的な同盟国は、アフガニスタン、国土安全保障、対テロといった共通の安全保障上の懸念に対応すべくトランスフォームし強化されなければならない。オバマ大統領とバイデン副大統領は、同盟関係を刷新し、相互安全保障において同盟国が適正な負担を確実に担うようにさせる。(後略)

◆外交政策

オバマ大統領及びバイデン副大統領は、米リーダーシップの新時代を期して、自国の安全保障と世界における地位を刷新する。オバマ・バイデン外交政策は、責任をもってイラクにおける戦争に終止符を打ち、アフガニスタンでのタリバンやアルカイダとの闘いを完了させ、核兵器ならびに管理不十分な核物質をテロリストの手から護るとともに、強い同盟関係を支え、イスラエル・パレスチナ紛争において恒久平

された経過をフォローしてきた者は、オバマ政権におけるゲイツ長官の留任に驚かないであろう。08年6月に出された「国防戦略」に現れているゲイツ戦略は、「スマート・パワー」と言われるオバマ・バイデン・アジェンダを先取りしている。たとえば次のように言う。

「イラクとアフガニスタンは、軍事的な成功だけでは勝利できないことを我々に教えている。我々は、高価な犠牲を払って得た教訓を忘れてはならない。重要なソフト・パワーが退化し、消失させている故に、それを発展させなければならない。安全保障に留まらず、長期的な成功のためには、経済的発展、制度の構築、法の支配、国内の和解、...が必要である。」³

このような考え方は、資料に掲げたオバマ政権の「防衛」アジェンダの方向性と極めて近い。紙幅の都合で詳しく論じられないが、日本における米軍再編との関係においては、次のような項目に注目しておきたい。

- * 特殊作戦部隊、市民対策、情報作戦などの強化
- * 陸軍65,000人、海兵隊27,000人の増員
- * グローバルな航空アクセス、無敵の航空戦力、海洋での兵力投射力の維持、海兵隊の急派能力の近代化
- * 慎重で優先度の低いミサイル防衛の開発
- * 同盟国をトランスフォームし適正な負担を求める

外交政策：高まった核兵器問題の優先度

オバマ・バイデン・アジェンダは、「核兵器」を外交問題の中の数少ない独立項目の一つとして取り上げた。これは画期的なことである。オバマ政権に求められている米国外交の信頼性回復の一つの柱として、核問題でリーダーシップをとることを位置づけたことを意味する。また、核兵器問題への取り組みの道筋をロシアとの関係改善を意識ながら描いていることも注目すべき点である。

ただ、「核兵器のない世界」をめざすことが明記されるという前進があるものの、一方では、核兵器を論じるベースは、明らかに、核兵器を用いたテロ攻撃を阻止するという至上命題に置かれている。核兵器問題が24分野のアジェンダの「外交」と「国土安全保障」の2つにまたがって登場していることがそれを象徴している。このことを一概に批判する事にはならないが、今後の展開への警戒要因になる。

とはいえ、ブッシュ政権では拒否されていた次のような方針が明確に掲げられたことは大きな前進である。

- * 新型核兵器の開発中止
- * 米口の核発射体制の緩和
- * 米口の核兵器、核物質の劇的な削減
- * 中距離核戦力 (INF) 全廃条約の世界的拡大
- * 検証可能な核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT) の交渉開始
- 包括的核実験禁止条約 (CTBT) に関連した項目が含まれなかったことは注視しなければならない。

「タフで直接の」市民活動

私たちに訪れている変化のチャンスは、「器が変わった」というチャンスである。中味はまだ変わっていない。関心の深い米軍再編、核廃絶のいずれにおいても、連続性のベルトが回っている。「タフで直接の」外交は、オバマ外交の決めゼリフであるが、市民の「タフで直接の」活動が必要である。(梅林宏道。協力：中村桂子) ⑩

注

- 09年1月20日。訳は筆者。全文は、英文と日本語訳とも米大使館のウェブサイトにあり。<http://tokyousembassy.gov/tj-main.html>
- 全文はホワイトハウスのウェブサイトにあり。<http://www.whitehouse.gov/agenda>
- 08年6月「国防戦略」。訳は筆者。<http://www.defenselink.mil/pubns/2008NationalDefenseStrategy.pdf>

和を追求する米国外交を再建する。

アフガニスタン及びパキスタン (略) 核兵器

・これまでの成果：(略)

・**管理不十分な核物質をテロリストの手から護る**：オバマとバイデンは、4年以内に、世界中の管理不十分な核物質すべての安全を確実なものとする。オバマとバイデンは、現存する備蓄核物質の安全確保に努力しつつ、新たな核兵器物質の生産に関する世界規模の検証可能な禁止条約の交渉を行う。これは、テロリストが管理不十分な核物質を略奪したり購入したりする可能性を絶つものである。

・**核不拡散条約を強化する**：オバマとバイデンは、核不拡散条約の強化によって核拡散を嚴重に取り締まり、よって法に背く北朝鮮やイランといった国々に厳格な国際的制裁が自動的に課されるようにする。

・**核兵器のない世界に向けて前進する**：オバマとバイデンは、核兵器のない世界という目標を定め、それを追求する。オバマとバイデンは、核兵器が存在する限りは常に強大な抑止力を維持する。しかし、核兵器の撤廃に向かう長い道りにおけるいくつかの措置を講じる。彼らは、新型核兵器の開発を中止し、米口の弾道ミサイルを一触即発の警戒態勢から外すべくロシアと協力し、米口の核兵器ならびに核物質備蓄の劇的な削減を追求し、米口間の中距離ミサイル禁止条約を世界規模に拡大するという目標を定め

る。

イラン (略) エネルギー安全保障 (略)

米国外交を再構築する

・**同盟関係を刷新する**：オバマとバイデンは、21世紀における共通の試練に対応すべく我々の同盟関係を再構築する。米国は強力なパートナーとともにあってこそ最大限に強さを発揮できる。今こそ、テロリズムと核兵器、気候変動と貧困、大量殺戮と疾病といった21世紀の共通の試練に立ち向かうため、古くからのパートナーを強化し新たなパートナーを築く国際協力の新時代の時である。

・**敵とも見方とも対話する**：オバマとバイデンは、敵味方を問わずあらゆる国との間で、前提条件なしのタフで直接の外交を追求する。彼らは必要な準備を慎重に進める反面、米国が交渉に臨む用意があり、それを主導する意図があることを示してゆく。米国が交渉に前向きであれば、テロリズムやイラン・北朝鮮の核計画といった試練に対処する上で、世界各国は米国主導のもと団結しようとの意を強くするであろう。(中略)

・**アジアでの新しい協力関係を追求する**：オバマとバイデンは、二国間協定、臨時首脳会談、あるいは北朝鮮問題の6か国協議のような特定目的の取り決めを超えた、より効果的な枠組みをアジアに作り出す。彼らは、

日本、韓国、オーストラリアといった同盟国との強力な関係を維持し、安定と繁栄を促進させてゆくインフラ構築において東アジアの国々と協力し、また、中国が国際規範に則って行動するよう働きかける。

イスラエル (略) 超党派的な提携関係ならびに公開性 (略)

◆国土安全保障 世界中でテロリズムに打ち勝つ (略) 核テロを防止する (略)

・**核燃料が核爆弾に使用されることを阻止する**：拡散に寄与せずに核燃料の需要増大に対応すべく、国際核燃料バンク、国際核燃料サイクルセンター、信頼性のある燃料供給保証といった新たな核エネルギーの枠組みの構築をめざし、関心を持つ各国政府と協力する。

・**核兵器のない世界という目標を設定する**：米国は、あらゆる核兵器の究極的廃棄に向けて努力すると核不拡散条約に基づく既存の誓約を重要視する。米国が一方的な軍備撤廃を行うことはない。

・**核備蓄の実質的かつ検証可能な削減を追求する**：米口のあらゆる核兵器の大幅かつ検証可能な削減を追求するとともに、地球規模での劇的な備蓄削減に向け他の核保有国と協力する。

(後略)

(訳：ピースデポ)

検証

海賊対策 ソマリア 沖自衛隊派遣 (1)

有用なのは軍隊ではなく警察／透けて見える対米追従

政府は、1月28日の安全保障会議において、自衛隊法第82条『海上警備行動』(囲み参照)に基づき、アフリカ東部ソマリア沖の海賊対策として海上自衛隊の護衛艦を派遣することを決定した。報道によれば、派遣されるのは呉基地所属の護衛艦「さざなみ」と「さみだれ」。P3C対潜哨戒機の追加派遣も検討されている。これらが、アデン湾の東西2か所に集結させた日本船舶の船団を、日本船主協会から警護要請を受けて集団護衛するというのが政府の計画である。同時に政府は、これは「当面の応急措置」であるとして、海賊対策のための新法案を3月の国会に提出する準備を進めている。

ソマリア沖で急増する海賊被害

国連海洋法条約101条 (囲み参照)によれば、海賊行為とは、「私有の船舶等で、公海上において、私的目的のために」行われる不法な暴力行為や略奪行為等」を指す。

国際商業会議所 (ICC)の国際海事局 (IMB)¹が1月16日に発表した08年の年次報告書によると、08年に世界で発生した事案の件数は293件。03年から06年までは減少傾向

自衛隊法第82条 (海上における警備行動)

防衛大臣は、海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため特別の必要がある場合には、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に海上において必要な行動をとることを命ずることができる。

国連海洋法条約

第101条 海賊行為の定義

海賊行為とは、次の行為をいう。

(a) 私有の船舶又は航空機の乗組員又は旅客が私的目的のために行う全ての不法な暴力行為、抑留又は略奪行為であって次のものに対して行われるもの。

(i) 公海における他の船舶若しくは航空機又はこれらの内にある人若しくは財産

(ii) いずれの国の管轄権にも服さない場所にある船舶、航空機、人又は財産

(b)、(c) 略

第102～106条 略

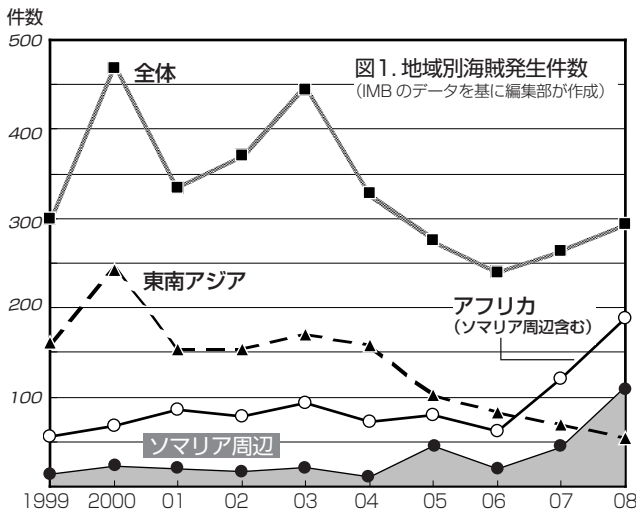
第107条 海賊行為を理由とする拿捕を行うことが認められる船舶及び航空機

海賊行為を理由とする拿捕は、軍艦、軍用航空機その他政府の公務に使用されていることが明らかに表示されておりかつ識別されることのできる船舶又は航空機でそのための権限を与えられているものによってのみ行うことができる。

にあったが、一昨年から増加に転じている。地域的にはソマリア周辺海域の増加が著しく、189件と世界全体の65%を占めている。日本関係船舶で、08年に海賊被害を受けた船舶は12件。発生場所は、東南アジア周辺5件、インド周辺2件及びアフリカ周辺5件である。

国土交通省海事局²がIMBの資料を基に公表している世界における最近10年間の海賊被害発生件数の推移を示すのが図1である。ソマリア周辺では08年の急増が目立ち、その大部分はアデン湾における増加である。

08年のソマリア海域における発生は、アデン湾92件、ソ



マリア東岸海域19件で、圧倒的にアデン湾が多い。08年、日本船舶の被害3件（いずれも人身被害はなし）もすべてアデン湾で発生している。

アデン湾は、アラビア半島南岸と「アフリカの角」とよばれるソマリア半島の間にある湾で、紅海に隣接した交通の要所である。スエズ運河を通る船舶は必ず通過する。アデン湾での09年に入ってからの海賊被害発生地点を図2に示す。多くがイエメン寄りの海域で発生している。海上保安庁³がHP上で「海賊及び海上武装強盗情報」で特に注意を喚起している海域を図2に加えた。また米中央軍が指定している「海上治安巡視海域」の監視航路⁴も09年の発生地点とほぼ重なっている。

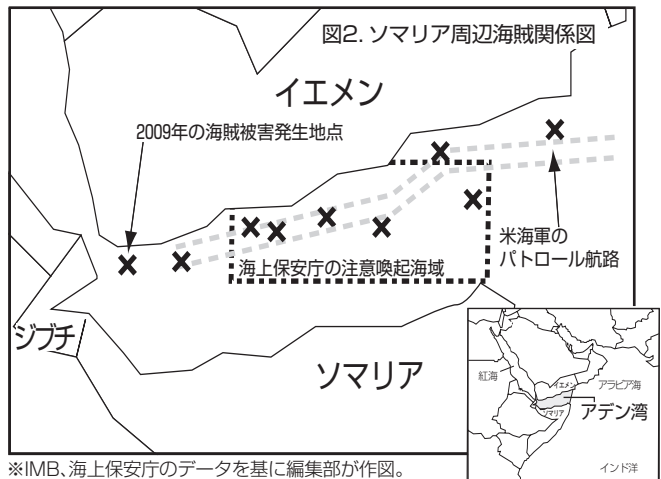
東南アジア減少は 国際協力協定・ReCAAPの効果

図1で明らかなように、東南アジアでの海賊発生件数は大幅減少の傾向にある。そこには、海上保安庁を中心として日本が関与した国際協力が大きな役割を果たしている。01年、日本は、マラッカ海峡周辺での海賊問題に対処するため、地域協力促進の法的枠組み設立を提唱し、ASEAN諸国、中国、韓国、インド、スリランカ、バングラデシュが協力して協定作成交渉が開始された。その結果、06年9月に「アジア海賊対策地域協力協定」(ReCAAP⁵)が発効し、同年11月にはシンガポールに情報共有センター (ISC)が設置された。以来、ISCは締約国間での情報共有と能力向上訓練などを実施している。ISCの年次報告書⁶によれば、協定締結に前後して同地域での海賊被害は大幅に縮小した。この間、巡視船艇建造計画 (インドネシア)、インドネシア海上警察に対する巡視船の供与、海上警備強化機材整備計画 (マレーシア)などが日本の支援により実施された。一方、08年のアセアン地域フォーラム (ARF)においては、海上安全保障に関する会期間会合の設置が合意された。

これら一連の取り組みには、自衛隊はほとんど関与していない。

ソマリアでも動き出した国際協力

09年1月26日から29日にかけて、ジブチにおいて国際海事機関 (IMO)⁷主催の「ソマリア周辺海域海賊対策地域会合」が周辺16か国及びソマリア暫定連邦政府の参加のもとに開催された。この会議で「西インド洋及びアデン湾地域における海賊及び武装強盗の抑止に関する行動指針」がReCAAPを雛形として採択され、海賊防止のための協力、



情報共有のためのセンター (イエメン、ケニア、タンザニア)及び訓練センター (ジブチ)の設置などが合意された。日本は、米、英等とともにオブザーバーとして出席した。

東南アジアでは沿岸国が比較的的政治的に安定しているのに対し、ソマリアが事実上の無政府状態であるという違いはある。しかし、図2で見たように海賊発生地点はイエメン側に集中しており、イエメン、オマーンの沿岸警備体制の強化を国際協力の下で推進してゆけば、海賊被害を減らしてゆくことは可能であると思われる。狭く、浅く、島や岩礁が多いため、船舶は低速航行を強いられるマラッカ海峡に比べ、アデン湾は、広く、見通しがよい。地理的には、マラッカ海峡よりもアデン湾の方が海賊を取り締まるには都合が良いはずである。

国連安保理決議とCTF150、151

日本は東南アジアで果たしたように「警察活動」を主軸とした役割をソマリアでも果たすことができる。その担い手は自衛隊ではなく海上保安庁である。その可能性が検討されないまま、自衛隊派遣が決定されたのは何故なのか。そこには米国の影を見て取ることができる。

ソマリア沖の海賊に対処するため、12月16日、国連安全保障理事会は「決議1851」(S/RES/1851(2008))を採択した。米国が提案し、一部修正の後に採択された同決議は「その能力のある加盟国及び地域機構」に対して海賊船及び武器を捕獲・押収するために軍艦及び軍航空機の派遣を要請(第1節)した。さらに同決議は、これに先んじて採択された「決議1846」(S/RES/1846(2008))の採択日(12月2日)から12か月間については、ソマリア沖で活動する加盟国及び地域機構は、ソマリア暫定連邦政府から安全保障理事会への通知を条件に「適切なすべての措置をソマリア国内でとることができる」(第6節)とした。これは、ソマリア国内への軍事介入に道を開きかねない条項である。

アデン湾は米国がアフガンにおける対テロ戦争、「不朽の自由作戦」(OEF)のために組織した多国籍部隊「CTF (合同任務部隊)150」の責任区域に含まれている (本誌第290号 (07年10月15日))。図2に示した米海軍の巡視航路を含む「海上安全巡視海域」(MSPA)は、08年8月22日にアデン湾に設定され、同時にCTF150に海賊対策任務が付与された。新しい任務には刑事犯罪、麻薬密輸、密輸密航等の取り締まり等が含まれていた。つづいて09年1月には、海賊取締り専門のCTF151が発足している。

日本政府は、多国籍部隊への参加を否定している。しか

ガザにおけるイスラエルの人道法違反

リチャード・フォーク 

高名な国際法学者であり、08年5月からパレスナ占領地における人権問題に関する国連特別報告官を務めるリチャード・フォーク氏（プリンストン大学名誉教授）に対するインタビュー記事が09年1月20日、NGO「トランスナショナル・インスティテュート」のウェブに掲載された。以下にその抄訳を紹介する。08年12月5日にイスラエル政府によってガザ地区への立ち入りを拒否されたフォーク氏は、イスラエルの国際人道法違反は12月27日の空爆開始以降はもとより、それ以前から続いてきたと指摘した。また国際司法裁判所（ICJ）がイスラエルの行為の非合法性と、パレスチナの人々の抵抗の正当性を判断する必要性を訴えている。（インタビューの質問は訳者による要約。見出し、訳注は編集部による）。

出典：www.tni.org/detail_page.phtml?act_id=19114

（前略）

イスラエルとハマスを同列には論じられない

—イスラエルはハマスの攻撃に対して防衛権を行使しただけだという見方が、メディアを通じて人々の間に広がっているが。

それは、現実の実態に目をやらずに決めつけをするという、世界、とりわけ米国のメディアの願望の反映だ。08年12月27日にイスラエルがガザを攻撃するまでの1年間、ハマスが発射したロケットによって殺されたイスラエル人は1人もいない。さらに、ハマスはこの10年間、終始イスラエルとの長期的休戦の意向を示していた。昨年6月にはエジプトの口添えで休戦交渉が始まった。ここまでは状況は好転しつつあった。ところが、11月4日にイスラエルがガザで数人のパレスチナ人容疑者を攻撃し、うち6人を殺したことで事態が変わった。この事件以降、交渉は混迷し、数

回のロケット攻撃が発生した。しかし、このロケットが果たしてハマスの指示で発射されたのかそれともガザにいる他の独立グループによるものなのかは定かではない。軍事組織の中には、ハマ스에敵対しているファタハとつながるものもあり、彼らが問題をこじらせてハマスを困らせようとした可能性もある。同時に言うておかねばならないのは、特別報告官としての仕事の中で私が一貫して言い続けてきたとおり、これらのロケットが民間の標的を狙ったものならば、それらは違法かつ道徳に反するというのである。これはパレスチナ人の違法な占領への粘り強い抵抗の意志を示すには、余りに分別のないやり方だ。

—あなたは、ハマスのロケットを「生き残りのための違法行為」と呼び、イスラエルのガザに対する行為とは区別するべきであると主張している。その意味は？

パレスチナ人は基本的に武器を持っていない。だが彼らには、イスラエルには決して降伏しないし、このような占領を決して放置し、認めるわけにはゆかないという意志を示すという強い動機がある。そして、被占領者である彼らにはわずかな選択肢しかない。「生き残りのための違法行為」というのは、そのような意味だ。もっと効果的な表現を考え、実行することは彼らの手に余り、ガザに向けられた継続的な暴力に対する抵抗を法的、道徳的に正当化する論理を探すよりも、ロケットの方が有用だと考えたのであろう。違法性を非難される可能性のより少ない抵抗の方法は何かという問いに答えることは容易ではない。民間人を兵器の標的にすることは、ジュネーブ諸条約に照らして間違いなく違法である。（パレスチナから発射された）ロケットが信じがたいほど不正確で、驚くほどわずかな損害しか与

し、安保理決議に応じて各国が軍艦を派遣すれば、その分、CTF151引いては150の任務の軽減につながり、「対テロ戦争」の重点をアフガニスタンに移すのに好都合であるという計算と期待が米国に働いているのは間違いない。


派遣に隠された対米追隨の意図

明言されていないが、日本政府が、自衛隊派遣を急ぐ背景にはこの安保理決議1851があることは確実である。しかし、自衛隊法第82条は日本の領海内での警備行動のための条文であり、これを根拠にしてソマリア沖に護衛艦を送ることは、論外の脱法行為という他はない。安保理決議1851は「能力のある国」に対して軍艦等の派遣を求めている。日本は、現行法制上その「能力」を有していない。

海賊は国際的刑法犯であり、捕獲、拘束、押収など警察行動で対処すべき事案である。日本でそれができるのは海上保安庁のみである。政府・与党もそのことは認識している。だからこそ派遣計画を立案した与党プロジェクト・チームも、海賊対処は一義的には海上保安庁にあるとして、海賊に対する司法警察業務については海保庁が担当で

あり、そのために海上保安官が護衛艦に同乗して捜査や身柄、証拠の取り扱いに当たる、としているのである⁸。これは、自衛隊派遣の根拠を自ら掘り崩す自家撞着である。

「自衛隊派遣」の固執には、先に述べた米国の「計算と期待」に込められている意図が隠されているのではないか。言わば「給油新法とは別口」の「対テロ戦争」支援である。より長期的に見れば、米国がかねてから強く要求している非戦闘員退避活動（NEO）への自衛隊の参加の突破口とされることにも警戒が必要である。

提出される「新法案」がこの自家撞着と隠された意図を、どのように整合させるのか、そして野党がそこに如何に切り込んでゆくのかを注視したい。（湯浅一郎、田巻一彦）

注

- 1 www.icc.org/imb/overview.php
- 2 www.mlit.go.jp/maritime/gaikoh/pirate/index.html
- 3 www.kaiho.mlit.go.jp/info/anti-piracy/index.htm
- 4 1と同じ。
- 5 Regional Cooperation Agreement on Combating Piracy and Armed Robbery against Ships in Asia
- 6 www.recaap.org/home/index.html
- 7 www.imo.org/HOME.html
- 8 09年1月12日『朝雲新聞』。

えていないことは事実だが、民間人を標的にしたとすれば、彼らは国際人道法に違反したことになる。ここで考えなければならないのは、イスラエルは、ロケットに注意をひきつけることによって、ハマスの指導者を攻撃し暗殺するという自らの政治的意図を隠し、著しく不均等な反撃によってロケットによるよりも遥かに多数のガザ市民を殺すことに対する政治的支持をとりつけるために利用したということだ。イスラエルは、ロケットを利用して、自らの人道法違反を「防衛的」で「合理的」なものだというストーリーをしたて上げた。実際には、「防衛的」でも「合理的」でもないのだが。

(略)イスラエル指導部と大衆はガザにおいては外交ではなく対決を望んでいた。イスラエルは、ハマスが繰り返し停戦を提案し、もし、国連安保理が長いこと全会一致で要求し続けてきたようにイスラエルが占領地から撤退するならば、イスラエルとの平和的共存を永続的に受け入れる用意があるとさえ提案していた。イスラエルは、これらによってもたらされた外交的機会をことごとく退けてきた。違法かつ過酷なガザ占領は1967年¹から続いており、国際人道法違反が一貫して行われてきたことを思い起こすべきだ。

(略)

ガザ封鎖は「集団懲罰」

—あなたはガザの状況は以前から、人道に対する犯罪、すなわちジュネーブ第4条約第43条²への違反であると主張してきた。それはどういうことか？

これは世界が今のように注目する前から考えていたことだ。言い方を変えよう。ガザで救援プログラムを実施しようとしているNGOの活動家や国連職員によれば、18か月に及ぶ封鎖によって、食料、医薬、燃料の補給が制限された結果、住民の精神的、身体的健康は確実に劣化し、崩壊寸前の状況になっていた。これは、150万人のガザ市民全体に対する「集団懲罰」であり、被占領地の市民に対する占領国の義務を定めたジュネーブ第4条約第43条への違反だ。私の見解では、これらは、その過酷さと規模及び継続性において、ニュルンベルグ裁判で初めて採用された「人道に対する罪」に匹敵する犯罪を構成するものだ。

(略)イスラエルはガザ空爆が始まった後も依然として、ガザ住民全体に対する封鎖という露骨な違法行為を継続した。多くの戦時状況においては多数の難民が発生する。これは、近代戦では戦場と市民社会が分離されないことよって起こる悲劇だ。しかし、今回の紛争においてはガザ市民は戦場から離れることを許されなかった。これはほとんど前例のない特徴として押さえておきたい。過去にも悲惨な戦争は数多くあった。しかし、近代兵器を持ち、陸、空そして海を完全に制圧したイスラエルと実質的に無防備なガザ社会という非対称な状況を見れば、今回の状況は「戦争」とさえ呼べない。12月27日から停戦までの間にガザで起こった極度に一方的な暴力は「戦争」ではなく「残虐行為」または「虐殺」というと呼ぶべきものだ。

虐殺が実際に行われた。だが私がまず初めに強く注意を喚起したいのは、ガザに対して加えられた継続的な「集団懲罰」が、それだけですでに深刻な人道的危機をガザ市民全体に及ぼす重大な国際人道法違反だということだ。

民間人を標的にした不均衡な武力行使

—12月27日以降に行われた、他の人道法違反には？

第1の違反は、言うまでもなく民間人を標的にしたことだ。民間の標的が、偶発的ではなく、意図的に選ばれたことを示すいくつかの証拠がある。イスラエルは、民間施設とされた標的(モスク、学校)が実はハマスの戦闘員によって使われており、武器庫としても使われていたので軍事目標への攻撃として正当化されると弁明している。可能な限りの事実を洗い出し、この議論を検証する必要がある。現段階でもかなり明白なのは、イスラエルが標的にした国連の学校はハマスの戦闘員によって使われてはいなかったということだ。完全に破壊されたイスラム大学についても然り。これら行為はすべて、国際人道法に対する具体的かつ深刻な違反であり、戦争犯罪を立証可能だ。

イスラエルの武力行使が不均衡なものであったことは明白であり、多くの説明は不要だろう。おびただしロケット攻撃によってイスラエル南部のスデロットが深刻な脅威にさらされ、同じく南部のアシュケロンも被害を受けたというイスラエルの主張を仮に認めたとしても、ガザ社会全体を攻撃対象とし、警察署や政府の庁舎を攻撃したことを正当化することはできない。イスラエル自身の定義に照らしても彼らが動員した暴力の質と、彼らが暴力行使の根拠とした(パレスチナ側からの)挑発の態様との間には均衡した関係は成立しない。攻撃的であれ防衛的なものであれ、イスラエルの攻撃能力と比較しうるような武器をハマスは支配下に収めていなかった。イスラエルは、重大な脅威に受け、さらに反撃は全体として均衡性の原則³に合致していると主張するが、そのいずれも根拠はない。(略)

国際司法裁判所の判断を

—あなたが、イスラエルを国際法廷に訴えるべきであるとする理由は？

国連と国際司法裁判所—いわゆるハーグの世界法廷—が果たすことのできる役割の一つは、公正と自己決定のために戦うことの正当性を認め、民衆の自己決定権を否定する抑圧的な政策や、それに加担することを正当化するような主張の土台を掘り崩すことであると私は考えている。地政学的な区分けが作られてきた歴史を考えればなおさら、パレスチナ民衆の闘争の正当性が認められるために、現存するあらゆる機会を活用することが重要だ。1967年以来のイスラエルの占領政策を厳正かつ公平に評価すれば、パレスチナ闘争は正当化されるだろう。

(略)パレスチナ闘争には、世界中の良心的な人々が関心を寄せている。象徴的には、これは国際的な反アパルトヘイト運動が南アフリカ政府の主権と正当性の主張を掘り崩していった過程とよく似ている。私も微力ながら、パレスチナの人々のためにこの過程に貢献したい。

(訳：田巻一彦) 

訳注

- 1 1967年の第3次中東戦争の結果イスラエルが占領した地域に、東エルサレム、ガザ、ヨルダン川西岸のパレスチナ領が含まれている。
- 2 戦時における文民の保護に関する1949年8月12日のジュネーブ条約(第4条約)。
- 3 「武力は許容可能な合法的目的を達成するためのみ、さらには『軍事的要請』から必要とされる範囲においてのみ使用することができる。』(リチャード・フォーク「国際法補遺」とする国際慣習法の原則)。

国益を損なう者は誰か

右翼系学者の核をめぐる評論を追い続けてみて、彼等には3つのタイプがあることを知った。

1つは反米ナショナリストに属する少数派の論者で、日本は自前の核兵器を持つべきだと主張する。彼等は米国は頼りにならないので独自の核武装を、と強がりと言うものの、説得力のある具体的な裏付けがあるわけではない。例えば核兵器開発に伴う核実験一つを取り上げても、この狭い国土のどこに、環境汚染を及ぼさない立地条件の地域があり得るのか。世界で190もの国が加盟している核不拡散条約（NPT）を、被爆国日本が自ら破ることによって、当然ウランの入手は跡絶え、原子力発電の維持も不可能となるのにどう対処するつもりなのか。またヒロシマ、ナガサキを体験した反核意識のつよい国民を、どうやって説得できるだけの論拠があるのか等々。そうした個々の現実を無視して、ただ勇ましい言辞を弄するのは人騒がせというものだ。

2つ目は親米ナショナリストの部類に入る論者で、その中には2つのサブグループがある。いずれも米国との関係を損なうような日本の核武装（それを主張することが米国の“核の傘”を信頼していない証拠とみなされる）は非現実的であると考える一方で、北朝鮮や中国の脅威に対抗するために、非核政策は日本の安全保障を危うくしていると主張する。そこで米国の核兵器を日本に持ち込むのを公式に決定するか、或いは米国製核ミサイルを購入することも考えられてよいとするグループだ。

その点で面白いのは、日本が射程距離5500km以下の中距離核戦力（INF）を開発するか、または米国のINF配備を考えるべきと提唱した学者の存在だ。もし射程距離が5500km以上であれば北米大陸も射程圏内に入るため、日米同盟にヒビが入りかねないと懸念し

ての涙ぐましい提案である。そのうえ当人は、こうした考えに至らない日本人は正常でない、とまで言い切っている。ガバン・マコーマックが著書「属国」の中で、「米国が押しつけた安全保障体制には批判せず、国内向けにはナショナリストのポーズを取る」とした典型例に相当しよう。

もう1つのサブグループは、あからさまに核兵器入手の方法には触れず、外交的オプションとして核兵器保有の余地を残せと主張する論者である。このグループの根源をさかのぼれば、1969年に外務省がまとめた秘密文書「わが国の外交政策大綱」にたどり着く。「NPTに参加すると否にかかわらず、当面、核兵器は保有しない政策をとるが、核兵器製造の経済的・技術的ポテンシャルは常に保持することとする」として、どういう形式かは別として、日本の核武装の可能性をチラつかせることによって抑止力を温存しようというのだ。後年、河野洋平外相の折にこの文書が存在が公にされ、同外相は全面的にそうした意図を否定した。にもかかわらず、外務省やそのOB、右翼系学者や政治家の一部の人間たちには魅力ある選択肢として、今なお受け継がれてきている。

政府として核武装は日本の国益に反する、とした報告書を2回出しながら、政治家が思い付きのように核武装の検討を言い出すのはそのためである。また非核三原則の法制化を求める声がどれほど強くても、それはすでに国是ともなっているのだからと言ってかたくなに拒み続けるのも、このことが抑止力になると信じているためである。だが当人たちの思惑とは別に、他の国々からはもはや単なる外交上の虚勢として見透かされつつある。真剣に核兵器廃絶を願っている多くの国民に対しても、内側からこれを阻害するようなポーズは即刻捨て去るべきだ。



特別連載エッセー●35

つちやま ひでお

1925年、長崎市生まれ。長崎で入市被爆。病理学。88年～92年長崎大学長。過去3回開かれた核兵器廃絶地球市民集会ナガサキの実行委員長。

被爆地の一角から

土山秀夫

日誌

2009.1.21~2.5

作成：塚田晋一郎、新田哲史

FAS = 全米科学者連盟 / IAEA = 国際原子力機関 / KCNA = 朝鮮中央通信

- 1月22日 ソマリア沖のアデン湾に派遣された中国海軍艦隊、パナマ船籍の商船を護衛。
- 1月23日 北朝鮮の金総書記と中国共産党の王対外連絡部長が平壤で会談。総書記は「朝鮮半島の非核化に努める」と発言。新華社、KCNA。
- 1月26日 国際再生可能エネルギー機関 (IRENA) 設立文書への署名式典がドイツ・ボンで開催。27日に第1回準備委員会。
- 1月26日 オバマ米大統領とメドベージェフ露大統領が電話協議。核兵器の備蓄を減らし、核拡散防止に向けた協力の必要性で一致。
- 1月27日 ゲーツ米国防長官、上院軍事委員会に、北朝鮮が複数の核爆弾を製造するのに十分なプルトニウムを生産したとの文書を提出。
- 1月27日 ゲーツ米国防長官、アフガンへ米軍を今夏までに3個旅団増派する方針を示す。同盟国にアフガン軍強化費用の負担を求める。
- 1月28日 日本政府、ソマリア沖への海賊対策で海自護衛艦の派遣を決定。(本号参照)
- 1月28日付 ロシア軍参謀本部筋、カーニングラード州への新型ミサイル「イスカデル」配備中断を明らかに。インタファクス通信。
- 1月29日 中国軍ミサイル駆逐艦「武漢」が、ソマリア沖で海賊船に襲われたギリシャ商船を救助。新華社電。
- 1月30日 日本原燃、使用済み核燃料再処理工場の試運転 (アクティブ試験) 終了時期が6か月延期の8月になるとの見通しを発表。
- 2月2日 IAEAのエルバラダイ事務局長とインドのクマル大使、インドへの核輸出解禁の前提となる保障措置協定に調印。
- 2月2日 北朝鮮が平安北道鉄山郡東倉里 (トンチャンリ) でテポドン2号とみられるミサイルの発射準備を進めていることが確認される。
- 2月2日 米国防務省、北朝鮮の朝鮮鉱業貿易開発会社 (KOMID) など3社への制裁措置を発効。
- 2月2日 イラン、初の国産ロケットにて国産人工衛星「オミド (希望)」を打ち上げ。
- 2月3日 キルギス政府、米がアフガンへの空輸拠点としていた首都ビシケクのマナス空港の米軍基地を閉鎖する意向を表明。
- 2月3日 中国軍攻撃型潜水艦が08年、過去最多の12回の哨戒活動を実施したことが判明。FASのクリステンセン氏が公表。
- 2月4日 英タイムズ、オバマ米大統領が露との間で核弾頭の80%削減 (それぞれ1000個ま

ピースデポ総会記念シンポジウム
開催迫る! 「次世代に語りつぐ
—ヒロシマ・ナガサキ・平和」

私たちは何を知るべきか。そして何を伝えてゆくのか。
いまの時代を生きる、すべての人に聞いてもらいたい——。

2月21日(土)
午後1時半~4時半
場所: 日本青年館・国際ホール(3階)
(JR「信濃駅」より徒歩9分、地下鉄銀座線「外苑前」3番出口より徒歩7分)

◎講演と鼎談
平岡 敬さん(前広島市長)
土山 秀夫さん(元長崎大学学長)

「高校生平和大使」含む、高校生・大学生も発言予定!
資料代: 1000円、学生800円
(事前申込不要)

●翌22日午前は総会です。どなたでも参加できます。

- を削減)を目指す交渉を進めると報じる。
 - 2月4日 安保理5常任理事国と独の6か国高官会合開催。オバマ米政権の対話姿勢を歓迎する声明を発表。
 - 2月4日 朝鮮人民軍報道官、「核検証は、南北非核化共同宣言と6者協議・9.19共同声明の原則」と発言。朝鮮新報。
 - 2月4日 韓国外交通商省、政府訪朝団が1月に撮影した北朝鮮・寧辺の未使用核燃料棒の写真を初公開。
 - 2月4日付 ソマリア沖で中国駆逐艦が「国籍不明」の潜水艦に追跡され攻撃態勢を敷いていたことが判明。報道はインド潜水艦を示唆。
 - 2月5日 米旗艦ブルーリッジ (母港:横須賀)、長崎港に入港。県と市は米側や外務省に入港回避を要請していたが、米側は拒否。
- 沖繩
- 1月21日 麻生首相、普天間基地の移設は米政権交代後も2014年までに完了と表明。
 - 1月27日 政府、普天間移設の推進を明記する「在沖米海兵隊のグアム移転にかかる協定」を2月上旬に米政府と締結すると表明。
 - 1月27日 普天間移設をめぐる政府、県、関係市町村による作業班の第3回会合。昨夏防衛省実施の米ヘリ飛行航跡調査結果が報告され、場周経路違反が判明。
 - 1月28日 防衛省、県道104号越え実弾射撃訓練の本土分散を09年度は4回実施と発表。
 - 1月28日 東村高江のヘリパッド移設問題で、仲嶺区長が条件つき受け入れを表明。
 - 1月30日 宜野湾市基地対策協議会、「第三次普天間飛行場返還アクションプログラム」を伊波市長に答申。国際機関や司法への訴えなどを検討。市は2月初旬にも行動計画を策定。
 - 2月1日 海自練習艦隊の「かしま」と「しまゆき」、海自練習艦で初めて那覇新港に入港。
 - 2月3日 政府、糸満市不発弾事故に関し、今後の不発弾の探査・処理費用の全額国庫負担について「実現は困難」との答弁書を閣議決定。
 - 2月3日 県、国民保護計画に基づき凶上訓練

を実施。06年3月の計画策定から初の訓練。全国では最後の実施に。

●2月5日 キーティング米太平洋軍司令官、在日米軍再編に伴う在沖海兵隊グアム移転が、2014年よりも遅れるとの見通し示す。

冬季カンパのご報告
合計348,000円、ありがとうございました
(集計期間:08.12.19~09.1末)。
皆さまのご理解とご協力に感謝いたします。(ピースデポ一同)

今号の略語

- ARF=アセアン地域フォーラム
- ASEAN=東南アジア諸国連合
- CTBT=包括的核実験禁止条約
- CTF=合同任務部隊
- FMCT=核分裂性物質生産禁止条約
- ICC=国際商業会議所
- ICJ=国際司法裁判所
- IMB=国際海事局
- IMO=国際海事機関
- INF=中距離核戦力
- ISC=情報共有センター
- MSPA=海上安全巡視海域
- NATO=北大西洋条約機構
- NEO=非戦闘員退避活動
- NPT=核不拡散条約
- OEF=不朽の自由作戦
- ReCAAP=アジア海賊対策地域協力協定

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版 (郵送)か電子版 (メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

ピースデポ電子メールアドレス:事務局<office@peacedepot.org> 梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>
田巻一彦<tamaki@peacedepot.org> 塚田晋一郎<tsukada@peacedepot.org> 中村桂子<nakamura@peacedepot.org>

宛名ラベルメッセージについて

- 会員番号 (6桁):会員の方に付いています。
- 「(定)」:会員以外の定期購読者の方。
- 「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」:入会または定期購読の更新をお願いします。
- メッセージなし:贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書:秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

田巻一彦 (ピースデポ)、塚田晋一郎 (ピースデポ)、中村桂子 (ピースデポ)、湯浅一郎 (ピースデポ)、新田哲史、塚田津音子、津留佐和子、中村和子、華房孝年、梅林宏道